

伊勢市と東邦ガス株式会社及び東邦ガスネットワーク株式会社との
包括連携に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）、東邦ガス株式会社（以下「乙」という。）及び東邦ガスネットワーク株式会社（以下「丙」という。）は、以下の通り包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、緊密な連携・協力することにより、伊勢市内における地域課題の解決、市民サービスの一層の向上等に資する活動に取り組み、相互の持続的な発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して取り組むものとする。

- （1）カーボンニュートラルの推進に関すること
- （2）ガス・上下水道事業に関すること
- （3）地域の安全・安心に関すること
- （4）その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 乙及び丙は、前項に定める連携事項の一部を、甲との協議により、乙及び丙の関係会社を実施させることができる。

（連携・協力の推進）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条第1項に定める連携事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報を、他の当事者の事前の書面による承認を得ず第三者（第2条第2項に定める関係会社を除く。）に開示、漏えいしてはならず、本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。

2 甲、乙及び丙は、本協定終了後も、前項に定める義務を負うものとする。

（本協定の変更及び解除）

第5条 甲、乙及び丙のいずれかが、他の当事者に対し本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行う。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲、乙及び丙いずれからも書面による特段の申し出がないときは、さらに1年間同一条件で延長され、以降この例によるものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通を保有する。

令和8年1月16日

甲 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市長

鈴木健一

乙 三重県津市南丸之内4番10号

東邦ガス株式会社

三重地域支配人

鈴木賢一

丙 愛知県名古屋市中熱田区桜田町19番18号

東邦ガスネットワーク株式会社

取締役

嘉藤将弘